

令和4年度三沢市木造住宅耐震改修及び建替支援事業費補助金交付要
綱

(令和4年6月1日)

(趣旨)

第1条 三沢市は、木造住宅の耐震改修の促進により住宅の地震に対する安全性の向上を図り、もって災害に強いまちづくりに資するため、市内の施工業者を利用して自己の居住する住宅の耐震改修工事又は建替工事を実施する者に対し、令和4年度予算の範囲内において、木造住宅耐震改修及び建替支援事業費補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付については、三沢市補助金等の交付に関する規則（昭和47年三沢市規則第15号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 耐震診断 木造住宅の地震に対する安全性を評価すること（2015年改訂青森県木造住宅耐震診断シートによるもの。）をいう。
- (2) 耐震改修 耐震診断により上部構造評点が1.0未満と診断された住宅について、当該評点が1.0以上となるように行う補強等（一般財団法人日本建築防災協会が発刊した2012年改訂版木造住宅の耐震診断による補強方法及び2015年改訂青森県木造住宅耐震補強シートに基づくもの。）をいう。
- (3) 耐震技術者 青森県が作成する青森県木造住宅耐震診断員名簿に記載された者をいう。
- (4) 建築士 建築士法（昭和25年法律第202号）第2条第1項に規定する者をいう。
- (5) 耐震改修計画 第2号に規定する補強等を行う計画であって、耐震技術者の設計に係るものをいう。
- (6) 耐震改修工事 第2号に規定する補強等を行う工事及び当該補強工事に伴い影響する範囲の改修工事であって、耐震技術者の工事監理が行われる

ものをいう。

- (7) 設計図書 建築士法第2条第6項に規定する設計図書をいう。
- (8) 建替工事 耐震診断による上部構造評点が1.0未満と診断された住宅を除却し、当該住宅が存する敷地を含む敷地に、建築士の設計及び工事監理により新たな戸建住宅を新築する工事をいう。
- (9) 所有者 市内に存する木造住宅を所有する者をいう。
- (10) 居住者 市に住民登録をし、市内に存する木造住宅に現に住居している者（所有者又は当該所有者の2親等以内の親族であるものに限る。）をいう。

（補助対象住宅）

第3条 補助金の交付の対象となる住宅（以下「補助対象住宅」という。）は、市内に存し、次に掲げる要件のいずれにも該当するものとする。

- (1) 昭和56年5月31日以前に建築されたもの
- (2) 在来軸組構法（太い柱や垂れ壁を主な耐震要素とする伝統的構法で建てられた住宅を含む。）による木造平家建て又は木造2階建ての住宅であるもの
- (3) 一戸建て専用住宅又は併用住宅（延床面積の2分の1以上を住宅の用に供し、かつ、その他の用途に供する部分の床面積が50平方メートル以下であるものに限る。）であるもの
- (4) 現に居住の用に供している、又は居住を予定している住宅
- (5) 耐震診断の結果、上部構造評点が1.0未満と評価されたもの
- (6) 前号の耐震診断以降、増改築されていないもの

2 三沢市木造住宅耐震改修及び建替支援事業費補助金交付要綱に基づく補助対象住宅に対する補助は、当該住宅につき1回限りとするものとする。

（補助対象者）

第4条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、次に掲げる要件のいずれにも該当する者とする。

- (1) 市内に補助対象住宅を所有する者（親族を含む。）
- (2) 次条に規定する工事の完了後に居住する者
- (3) 納付すべき市・県民税、固定資産税、軽自動車税及び国民健康保険税（

以下「市税等」という。)の滞納がない者

(補助対象工事)

第5条 補助の対象となる工事(以下「補助対象工事」という。)は、次の各号のいずれかに該当する場合を除く、補助対象住宅について行う耐震改修工事又は建替工事とする。

- (1) 補助金の交付決定前に着手した工事
- (2) 耐震改修工事又は建替え工事以外の工事
- (3) 建替工事に併せて行う既存住宅の除却工事及び外構工事
- (4) 市、県及び国の他の制度に基づく補助金等の交付を受けた工事又は当該補助金等の交付を受ける予定の工事で、当該補助金等とこの補助金が重複して交付されるおそれのある工事。ただし、協議、調整、確認等を行い、重複しないと判断される場合は、この限りでない。

(補助対象経費及び補助金の額)

第6条 補助金の交付の対象となる経費(以下「補助対象経費」という。)は、耐震改修又は建替えに要する工事費(既存の住宅の除却工事費は除く。)、設計費、工事監理費、耐震改修審査委員会審査手数料、建築確認申請手数料等とし、補助金の額は、補助対象経費に100分の23を乗じて得た額又は100万4,000円のいずれか低い方の額とし、その額に1,000円未満の端数が生じたときはその端数を切り捨てた額とする。

(施工業者)

第7条 補助対象工事に係る施工業者は、市内に本社、支店又は営業所を有する法人若しくは市内に住所を有する個人事業者とする。

- 2 施工業者は、第三者に対し、工事の全部の施工を委託し、又は請け負わせてはならない。
- 3 施工業者は、適切かつ適法に工事を行わなければならない。

(補助金の交付の申請)

第8条 規則第4条第1項の規定による申請書は様式第1号によるものとし、同条第2項の規定により当該申請書に添付しなければならない書類は、次のとおりとする。

- (1) 申請者が所有者であり、かつ、居住者である場合にあっては、本人確認

書類

- (2) 申請者が所有者であり居住者ではない場合又は申請者が居住者であり所有者ではない場合にあつては、申請者に係る本人確認書類及び所有者又は居住者との親族関係を明らかにすることができる戸籍謄本又は抄本
- (3) 補助対象住宅の所有者が申請者以外にもいる場合にあつては、工事同意書（様式第2号）
- (4) 代理申請の場合にあつては、委任状（様式第3号）
- (5) 各種公的支給及び補助申請に関する申出書（様式第4号）
- (6) 耐震診断結果報告書の写し
- (7) 2015年改訂青森県木造住宅耐震診断シートマニュアルに掲載されている2015年改訂青森県木造住宅耐震補強シート（耐震改修工事の場合に限る。）
- (8) 建築基準法（昭和25年法律第201号）第6条第1項又は同法第6条の2第1項に規定する確認済証の写し（建替工事の場合に限る。）
- (9) 固定資産税納税通知書及び固定資産税課税明細書又は建物登記全部事項証明書の写し等住宅の所有者を確認できる書類
- (10) 職員が三沢市木造住宅耐震改修及び建替支援事業に係る調査を実施することについての同意書（様式第5号）
- (11) 工事見積書（内訳明細の付いたものに限る。）
- (12) 設計図書のうち案内図、配置図、平面図等工事概要がわかる図面
- (13) その他市長が必要と認める書類

2 市長は、前項の規定により提出しなければならない書類により証明すべき事実を市が保有する公簿により確認できるときは、当該書類の添付を省略することができる。

（交付決定の通知）

第9条 市長は、前条の規定による申請があつたときは、当該申請に係る書類を審査し、必要に応じて実地調査等を行い、補助金の交付の可否を決定するものとし、補助金を交付することを決定した場合にあつては、様式第6号により、補助金を交付しないことを決定した場合にあつては、様式第7号により、当該申請者に通知するものとする。

(補助金の交付の条件)

第10条 次に掲げる事項は、補助金の交付の決定がなされた場合において、規則第5条第2項の規定により付された条件となるものとする。

- (1) 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、速やかにその理由及び事業の遂行状況を記載した書類を市町に提出してその指示を受けること。
- (2) 補助事業の状況、補助事業の経費の収支、その他補助事業に関する事項を明らかにする書類、帳簿等を備え付け、これらを補助金の交付決定の日の属する年度の翌年度の4月1日から起算して5年間保管しておくこと。
- (3) 補助事業によって取得し、又は効用の増加した財産を善良な管理者の注意をもって管理するとともに、補助金の交付の目的に従って使用し、その効率的な運用を図ること。

(計画変更の承認)

第11条 補助事業について、次に掲げる変更を行う場合にあっては、様式第8号に変更の内容が確認できる書類を添えて市長に提出し、その承認を受けるものとする。

- (1) 事業主体、事業内容等の変更
- (2) 補助事業の中止又は廃止

2 市長は、前項の事業変更（中止・廃止）承認申請書を受理したときは、その内容を審査し、その承認又は不承認を決定し、様式第9号により申請者に通知するものとする。

(申請の取下げの期日)

第12条 規則第6条第1項の規定による補助金の交付の申請の取下げの期日は、補助金の交付の決定の通知を受けた日から起算して14日を経過した日とする。

(状況報告及び実地調査)

第13条 市長は、補助対象工事の適正を期すため、補助金の交付決定後、必要があると認めるときは、補助対象工事の進捗状況に関し、第9条の補助金の交付決定の通知を受けた者（以下「補助事業者」という。）及び施工業者

等に報告を求めるほか、実地調査を行うことができる。

2 規則第8条の規定による報告は、様式第10号により行うものとする。

(完了確認)

第14条 補助事業者は、補助対象工事が完了したときは、様式第11号を市長に提出し、現場確認を受けるものとする。

2 市長は、前項に規定する現場確認を実施した場合は、その結果を様式第12号により当該補助事業者へ通知するものとする。

(実績報告)

第15条 規則第9条の規定による報告は、前条の現場確認を受けた後、様式第13号に次に掲げる関係書類を添付して行うものとする。

(1) 工事請負契約書の写し

(2) 工事代金領収書又は請求書の写し

(3) 工事に係る部分を部位ごとに着工前、施工中及び完成の状況を撮影した工事写真

(4) 耐震改修計画のとおり耐震改修工事を行ったことを耐震技術者が証した書類(耐震改修工事の場合に限る。)

(5) 建築基準法第7条第5項又は第7条の2第5項に規定する検査済証の写し(建替工事の場合に限る。)

(6) その他市長が必要と認める書類

2 前項に規定する書類の提出期限は、補助事業の完了の日(補助事業の廃止の承認を受けた場合はその日)から起算して30日を経過した日又は補助金の交付決定の日の属する年度の2月28日のいずれか早い日とする。

(補助金の額の確定)

第16条 市長は、前条の規定による実績報告書等の提出を受けたときは、規則第10条の規定により交付すべき補助金の額を確定し、様式第14号により通知するものとする。

2 市長は、第14条の規定による調査の結果、補助対象工事の実績が補助金交付決定の内容及びこれに付した条件に適合しないと認めるときは、必要な措置を講ずるよう補助事業者へ指示することができる。

(補助金の請求)

第17条 補助金の請求は、様式第15号により行い、事業終了後に確定通知書の写しを添付して行うものとする。

(補助金の交付の方法)

第18条 補助金の交付の方法は、精算払とする。

(財産の処分の制限)

第19条 補助事業者は、補助事業により取得し、又は効用の増加した次に掲げる財産を市長の承認を受けずに、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。ただし、補助事業者が補助金等の全部に相当する金額を市に納付した場合又は事業完了日から起算し5年を経過した場合は、この限りでない。

(1) 不動産及びその従物

(2) その他市長が補助金等の交付の目的を達成するため特に必要があると認めて定めるもの

(補助金の交付の決定の取消し)

第20条 市長は、補助金の交付を受けた個人が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) 補助金を補助の目的以外に使用したとき。

(2) 補助金の交付の決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき。

(3) 補助事業を行う者が法令に違反する行為を行ったとき。

(4) この要綱に基づく申請書、報告書等の内容に虚偽があったとき。

2 市長は、前項の規定による取り消しをしたときは、様式第16号によりその旨を補助対象者に対し通知するものとする。

(補助金の返還)

第21条 市長は、前条第1項の規定により補助金の交付の全部又は一部を取り消した場合において、当該取り消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、様式第17号により期限を定め、個人に対してその返還を命ずるものとする。

2 補助事業者は、前条の規定による通知を受けたときは、補助金返還命令書に規定された期限内に返還を行うものとする。

附 則

この要綱は、令和4年6月1日から施行する。